

# 告示

## 埼玉県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、富士見第一土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年五月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任			
職名	氏名	住所	
理事	金子 拓矢	埼玉県富士見市大字下南畑三番地一	
同	新井 貞夫	同	二十六番地
同	井上 和男	同	四百三十番地
同	柳川 武史	同	千七百一番地
同	吉川 武人	同	三千七百五十番地
同	砂川 竜樹	同	三千五百八十二番地
同	砂川 弘樹	同	二千八百十四番地
同	須田 慎哉	同	四千百一番地
同	須田 一夫	同	二千三百二十二番地
同	木下 雄一	同	二千四百三十三番地
同	小寺 悦子	同	大字南畑新田九百五十四番地
同	小寺 政次	同	七百八十五番地
同	當麻 政昭	同	五百二十四番地二
同	武井 伸夫	同	百四十五番地の一
同	谷澤 嘉弘	同	大字下南畑八百七十三番地三
同	朝倉 久二枝	同	七百九十一番地
同	岡田 健	同	五百四十五番地
同	吉川 義則	同	三千百九十四番地
同	須田 要一	同	二千三百二十七番地
同	柳川 範之	同	千六百二十四番地
同	谷合 正史	同	大字上南畑三百五十五番地
二 退任			
職名	氏名	住所	
理事	渋谷 勇	埼玉県富士見市大字下南畑百九十七番地	
同	塩野 弘	同	三千五百九番地一

